

## 東京書籍の高校家庭科ニュース



# 民法改正 離婚後「共同親権」も選択肢に

(家庭基礎 p.29,30 家庭総合 p.32~34)

2024年5月17日の参議院本会議にて、父母離婚後の子の親権を「単独親権」「共同親権」から選択するなどの民法改正案が可決され、成立しました。

**公布日である5月24日から2年以内に施行されます(未施行、施行日は未定)。**

### どんなふうに改正されたの？

#### ①親権の性質の明確化

親権は子の利益のために行使しなければならないという、親権の性質が明確化されました。

※民法818条第1項 改正前：成年に達しない子は、父母の親権に服する。

改正後：親権は、成年に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

#### ②離婚後の親権が「単独親権」から「単独親権」「共同親権」選択制に

現行法では、婚姻中は父母双方が親権者となる「共同親権」で、離婚後は離婚時に父母の一方のみを親権者と定める「単独親権」が採用されていました。

改正民法では、子の権利利益を保護することを目的として、離婚後の親権を「単独親権」または「共同親権」から選択することになりました。父母で合意が難しい場合には、家庭裁判所が「共同親権」または父母の一方の「単独親権」とすることを判断する、とされています。

#### ③養育費等への「先取特権」の付与と法定養育費制度の新設

子の監護に関わる養育費等に、優先して弁済を受けられる「先取特権」が付与されました。また養育費の取り決めをせず離婚した場合も、養育費の取り決めをするまで法定養育費を請求できるようになります。

### 離婚後の「共同親権」、こんなときどうなるの？

#### Q1 習い事など日常のことも全て、父母双方の合意が必要？

A1 「監護及び教育に関する日常の行為」や「子の利益のため急迫の事情があるとき」、「他の一方が親権を行うことができないとき」、その他裁判所が子の利益のため必要があると認めるときについては、一方の親権者が単独で判断することが可能です。

双方の合意が必要なものとして法務省が国会で挙げたのは子の進学先や居住地、生命に関わる医療行為などですが、今後施行までに詳しいガイドラインが示される予定です。

#### Q2 すでに離婚している場合も自動的に「共同親権」になるの？

A2 すでに離婚している場合は離婚時に取り決めた「単独親権」のままですが、親または子が裁判所に申し立てることで「共同親権」に変更することも可能です。

#### Q3 DVなどで一方の親に問題がある場合でも「共同親権」になってしまうの？

A3 父母の協議で決められない場合は裁判所が判断し、DVなどの問題がある場合にはもう一方の親の「単独親権」にしなければならない、とされています。

#### ※近年の家族に関わる民法改正の動き(高校家庭科の学習と関連する代表的なもの)

改正年	改正内容	関連する教科書ページ
2024年 (未施行)	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権の性質(子の利益のために行使)の明確化</li> <li>父母の離婚後「単独親権」「共同親権」選択制に</li> <li>養育費等への「先取特権」の付与と法定養育費制度の新設</li> <li>家庭裁判所による面会交流の試行的実施</li> </ul>	家庭基礎 p.29,30 家庭総合 p.32~34
2022年	<ul style="list-style-type: none"> <li>親権の懲戒権廃止</li> <li>女性の再婚禁止期間廃止と嫡出推定関連改正</li> </ul>	家庭基礎 p.31 家庭総合 p.33,35
2018年	<ul style="list-style-type: none"> <li>婚姻開始年齢が男女とも18歳に</li> </ul>	家庭基礎 p.29,31 家庭総合 p.32,35